

番号	訂 正 箇 所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
1	213	12～13	<p>経済面では国家総動員法などを適用し軍需生産をおこない、国民徴用令を適用し、多くの人々を工場や炭鉱などへ強制的に連行した。</p>	<p>経済面では国家総動員法などを適用し軍需生産をおこない、国民徴用令を適用し、多くの人々を工場や炭鉱などへ動員した。</p>
2	213	側注⑤ 3～12	<p>42年からは官斡旋で、44年からは国民徴用令によって、約80万人の朝鮮人を日本内地や樺太・アジア太平洋地域などに強制連行した。また同期間に415万人の朝鮮人を朝鮮内の鉱山や工場に、11万人を軍隊内での労務要員に強制連行した。</p>	<p>42年からは官斡旋で、44年からは国民徴用令によって、約80万人の朝鮮人を日本内地や樺太・アジア太平洋地域などに動員した。また同期間に415万人の朝鮮人を朝鮮内の鉱山や工場に、11万人を軍隊内での労務要員としてはたらかせた。</p>
3	216	側注③ 7～12	<p>れているが、このほか、強制連行された朝鮮人の犠牲者や西表島への強制移住でマラリアに倒れた八重山地方などの住民もいた（戦争マラリア）。</p>	<p>れているが、このほか、動員された朝鮮人の犠牲者や西表島への強制移住でマラリアに倒れた八重山地方などの住民もいた（戦争マラリア）。</p>
4	247	3～4	<p>1990年代にはいと慰安婦や強制連行などについて、日本に補償を求める動きが噴出した。</p>	<p>1990年代にはいと韓国人から慰安婦や徴用令による動員、中国人から強制連行などについて、日本に補償を求める動きが噴出した。</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
5	247	図版キャプション	東京地方裁判所の入口で黙禱する元「 <u>従軍慰安婦</u> 」1991年。 <del>削除</del>	東京地方裁判所の入口で黙禱する元「 <u>慰安婦</u> 」1991年。
6	255	左段 7~10	これらの人々には、日本軍の一員として処罰された元BC級戦犯、 <u>強制連行</u> されて <u>労働に従事</u> した人々、そして元慰安婦などがある。	これらの人々には、日本軍の一員として処罰された元BC級戦犯、 <u>朝鮮・中国から動員</u> されて <u>過酷な労働を強いられた</u> 人々、そして元慰安婦などがある。
7	255	右段 25~34	慰安婦問題や強制労働問題など、戦後補償を求める動きに対して政府は、国家としての戦後補償問題は <u>各国との条約</u> で解決済みで <del>削除</del> あり、個人に対する補償には応じられないとして <del>削除</del> いる。 <u>また最高裁でも</u> <del>削除</del> 同様の判断がなされている。こんにちに生きる世代は、戦後補償の問題をどう考えたらよいのだろうか。	<u>韓国人の慰安婦問題</u> や <u>中国人の強制労働問題</u> など、戦後補償を求める動きに対して政府は、国家としての戦後補償問題は条約で解決済みで、個人に対する補償には応じられないとしている。最高裁も同様に判断している。こんにちに生きる世代は、戦後補償の問題をどう考えたらよいのだろうか。
8	255	図版内文字	<del>強制連行・強制徴用された労働者ら</del> <del>中国人 約4万人</del> <del>朝鮮人 約80万人</del>	<u>強制連行された中国人労働者</u> 約4万人 <u>徴用令などで動員された朝鮮人労働者</u> 約80万人